

富山県障害者計画

(新とやま障害者自立共生プラン)

《改定版》

◎ 富山県第2期障害福祉計画 ◎



平成21年3月



数値目標及び数値目標の考え方

※ 富山県障害者計画（新とやま障害者自立共生プラン）より抜粋（H21.3策定）

1 障害者計画分

(1) 共に歩み互いに支え合うために

中項目	指標名	H19 末現在	H25 目標値
(1)思いやりと助け合いの心づくり	障害のある人との交流や手助けをしたことのある人の割合（県政世論調査で5年ごとに調査）	80.4%	85%
(3)生活環境の整備	バリアフリーの設備がある住宅の割合 （高齢者等のための設備（手すり、またぎやすい高さの浴槽、廊下などの幅が車いすで通行可能、段差のない屋内、道路から玄関まで車椅子で通行可能）がある住宅の割合）	54%	63%
	市街地ゆとり歩道の割合 （人口集中地区（人口密度40人/ha以上の地域）の歩道のうち、段差解消された歩道の割合）	75.7%	77.1%
	低床バスの導入割合 （民営乗合ノンステップバスの導入割合）	22%	30%
	人にやさしい信号機の整備数 （音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の整備数）	252基	279基
	ガイドヘルパー養成数<再掲>	303人	600人
(4)コミュニケーション支援体制の確立	パソコンボランティア養成数<再掲>	19人	35人
	登録手話通訳者数<再掲>	57人	63人
	盲ろう者通訳・介助員養成数<再掲>	6人	79人

(2) 地域での生活を支援するために

中項目	指標名	H19 末現在	H25 目標値
(1)地域生活支援	重症心身障害児（者）通園事業実施箇所数	4箇所	4箇所 （達成済）
	富山型デイサービス実施事業所数	58箇所	90箇所
	精神障害者社会適応訓練者数 （計画期間中の新規訓練者数）	52人	90人

※その他、障害福祉サービスに関する指標は、障害福祉計画分の数値目標に記載

(3) 自立と社会参加の促進のために

中項目	指標名	H19 末現在	H25 目標値
(1)教育・育成の 充実	障害のある子どもの乳幼児期から卒業後にわたる教育相談(4地区での「地区相談会」参加者数)	30人	200人
	個別の教育支援計画策定率(公立小学校、公立中学校)	小 22.9% 中 28.9%	60%
	公立幼稚園における校内委員会の設置率	35.1%	100%
	公立幼稚園における特別支援教育コーディネーターの指名率	29.7%	100%
(2)雇用・就労の 促進	ジョブコーチ養成数	30人	45人
	障害者就業・生活支援センターの箇所数<再掲>	4箇所	4箇所 (達成済)
	障害者の法定雇用率達成企業の割合	57.3%	現況以上
	特例子会社の設置数	—	1箇所
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練の就職率	54.5%	現況以上
	障害者就業・生活支援センター利用者の就職件数	95件	120件
(3)社会参加活動 の推進	市町村社会参加促進事業の実施市町村数	10市2町	全市町村
	障害者スポーツ指導員養成数<再掲>	464人	609人

(4) 保健・医療施策の充実のために

中項目	指標名	H19 末現在	H25 目標値
(1)保健・医療施策 の充実	難病相談・支援センターの設置	1箇所	1箇所 (達成済)
	県内で実施された腎臓の移植件数	106件	132件
	アイバンクにおける眼球の提供希望者登録数	19,080人	19,800人

上記数値目標は、今後の制度改正や市町村合併の状況等に応じて、必要な見直しを行う場合があります。

2 障害福祉計画分（県全体）

（1）平成23年度の数値目標の設定

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、各市町村により設定された目標値を踏まえて、次に掲げる事業について、それぞれの数値目標を設定します。

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成17年10月1日時点で福祉施設に入所している障害者のうち、約14%程度が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて平成23年度末の施設入所者について約10%程度の減少を見込みます。

項目	数値	考え方
平成17年10月1日現在の施設入所者数 (A)	1,620人	福祉施設※1に入所している障害者
【目標値】 地域生活移行者数 (B)	226人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行※2する者の数
新規利用者数 (C)	74人	
平成23年度末の入所者数(D) (A-B+C)	1,468人	
【目標値】 入所者減少見込数 (A-D)	152人	平成23年度末段階での減少見込数

※1 身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホームB型

※2 住まいの場を施設からグループホーム・ケアホーム、公営住宅等へ移すこと

(参考) 地域生活移行者数 (平成24年4月現在) 306人

入所者減少見込数 (平成24年4月現在) 232人

【国指針】福祉施設の入所者の地域生活への移行

「数値目標の設定に当たっては、第一期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行するとともに、あわせて平成23年度末の施設入所者数を第一期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。」

② 入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入院中の精神障害者で受入れ条件が整えば退院可能な者（343人）のうち、約7割（248人）が地域生活に移行することを目指します。

項目	数値	考え方
平成18年度現在の退院可能精神障害者数	343人	精神科病院の入院患者のうち、退院可能精神障害者数※3（平成18年6月30日現在入院患者数3,376人）
【目標値】 減少数	248人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

<参考>

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成21年度から平成23年度末までの退院者数の目標値（60人）※4

※3 精神科病院の入院患者のうち、平成15年に実施した「富山県精神障害者社会復帰ニーズ調査」において、条件が整えば退院可能と主治医が判断した者の数に、変化率（平成15年から平成18年の病床数の減少率）を加味したもの。

※4 平成19年度に実施した精神障害者退院促進コーディネーター養成事業の実績をもとに設定

【国指針】入院中の精神障害者の地域生活への移行

「平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（退院可能精神障害者）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。」

さらに、都道府県においては、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による平成23年度末までの退院者数の目標値を定める。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の自立の観点から、平成23年度には、平成17年度に福祉施設から一般就労した人数（27名）の4倍以上が一般就労することを目指します。

項目	数値	考え方
一般就労移行者数（年間）（A）	117人	平成23年度において福祉施設※5を退所し、一般就労※6する人の数

※5 （身体障害者）更生施設、療護施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、小規模通所授産施設
 （知的障害者）更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、小規模通所授産施設
 （精神障害者）生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

※6 企業等に就職した者（就労継続支援（A型）及び福祉工場の利用者となった者を除く）、在宅就労した者、自ら起業した者

【国指針】福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労移行者数
平成23年度中に一般就労へ移行する者の数値目標として第一期障害福祉計画の作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
 - 就労移行支援事業の利用者数
平成23年度までに、第一期障害福祉計画の作成時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。
 - 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数
平成23年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
 - 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数
平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が受講できるよう目標を設定する。（3割を目安）
 - 障害者試行雇用事業の開始者数
平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が活用できるよう目標を設定する。（5割を目安）
 - 職場適応援助者による支援の対象者数
平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう目標を設定する。（5割を目安）
 - 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等
平成23年度において、福祉施設から一般就労へ移行するすべての者がセンターによる支援を受けることができるようにすることを目指す。
障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的に、すべての圏域に1か所ずつ設置することを目指す。
- ◆障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取り組みを定めること。

また、この数値目標を達成するため、国指針に即して次の項目についても目標を掲げ、福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めます。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業の利用者数	800人	平成23年度までに就労移行支援事業を利用する人数 (施設利用者約2,500人の約3割)
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	117件	公共職業安定所の支援を受けて、福祉施設から一般就労する件数
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	36人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者委託訓練の受講者数 (A)の3割)
障害者試行雇用事業の開始者数	59人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数 (A)の5割)
職場適応援助者による支援の対象者数	59人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者による支援の利用者数 (A)の5割)
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	117人	福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	4か所	障害保健福祉圏域に1か所

県では、これらの目標を実現させるための取組みとして、労働局や公共職業安定所(ハローワーク)、障害者職業センター等との連絡会議などによる連携・強化を図りながら、一般就労への移行の支援に積極的に取り組みます。

また、各事業が円滑に実施されるよう、必要に応じて国や関係機関などに対しても要望を行います。

(2) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

原則として、市町村障害福祉計画における見込み量を積上げたものを基本としながら、各サービスの必要量を見込んでいます。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプサービス）等については、福祉施設や医療機関から地域へ移行することにより、利用者数が増加する見込みです。

[各年度の見込量（1か月当たりの見込量）]

区 分	単 位		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度
	居宅介護、 重度訪問介護、 行動援護、 重度障害者等 包括支援	利用者数	人	390	393	415	485	541
利用量		時間分	7,016	7,487	8,180	9,807	10,850	12,850

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、福祉施設や医療機関から地域へ移行することにより、利用者数が増加する見込みです。

なお、旧法施設は平成23年度までに、順次、新体系へ移行することから、平成23年度までに旧体系サービスの見込量が減少し、それに伴い新体系サービスの見込量が増加します。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度
	生活介護	利用者数	人	234	354	401	466	927
利用量		人日分	2,088	3,997	5,945	8,186	17,643	32,593
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人	9	8	12	17	24	62
	利用量	人日分	62	58	91	177	322	875
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人	20	125	176	190	202	243
	利用量	人日分	215	1,126	1,845	2,602	2,754	3,434
就労移行支援	利用者数	人	24	90	103	127	160	235
	利用量	人日分	457	1,474	1,777	2,525	3,239	4,851
就労継続支援 (A型)	利用者数	人	0	9	21	35	56	94
	利用量	人日分	0	132	361	732	1,184	1,994
就労継続支援 (B型)	利用者数	人	359	726	825	955	1,095	1,396
	利用量	人日分	6,352	12,191	13,923	18,151	21,046	27,298
(参考)新体系 サービス計	利用者数	人	646	1,312	1,538	1,790	2,464	3,684
	利用量	人日分	9,174	18,978	23,942	32,373	46,188	71,045
(参考)旧体系 サービス計	利用者数	人	2,393	2,092	2,066	2,015	1,503	615
	利用量	人日分	50,789	44,804	44,645	43,845	32,566	13,326
(参考)合計	利用者数	人	3,039	3,404	3,604	3,805	3,967	4,299
	利用量	人日分	59,963	63,782	68,587	76,218	78,754	84,371

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度
	療養介護	利用者数	人	18	17	18	20	22
児童デイサー ビス	利用者数	人	314	354	389	418	442	464
	利用量	人日分	938	1,098	1,340	1,662	1,766	1,880
短期入所	利用者数	人	94	122	141	167	200	253
	利用量	人日分	545	751	869	1,097	1,363	1,723

※「人日分」：月間の利用人員×平均日数

③ 居住系サービス

施設入所者数については、施設から地域生活への移行を推進することから、施設入所支援と旧法施設と併せたサービス量全体で、平成23年度までに10%程度の減少の見込みです。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所支援	利用者数	人	10	76	96	101	559	994
(参考) 旧法施設計	利用者数	人	1,621	1,551	1,515	1,480	987	474
(参考) 合計	利用者数	人	1,631	1,627	1,611	1,581	1,546	1,468

共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人	269	331	351	424	505	670
共同生活介護 (ケアホーム)								

国指針では、「平成23年度末において、第一期障害福祉計画の作成時点の施設入所者数の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定する」こととされており、本県については、これまで施設サービスの割合が高かったことなどもあり、地域への移行が大きく進み、平成23年度末で10%の減少が見込まれています。

④ 指定相談支援

市町村が、自宅等で生活する人で、極めて重度な障害等のため、障害福祉サービスを利用するにあたり、自らサービス利用に関する調整を行うことが困難と思われる人などを考慮して、サービス利用計画作成の支援のサービス必要量を積み上げたものを県の見込量とします。

〔各年度の見込量（1か月当たりの見込量）〕

区 分	単 位		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援 (サービス利用 計画作成)	利用者数	人	14	25	42	84	121	172

⑤ 見込量確保のための方策

- ・ 障害者自立支援法に基づく新たな制度が円滑に運営されるよう利用者へ制度の周知・広報を行うとともに、サービス事業者等への指導・助言、情報提供に努め、多様なサービス事業者の新規参入の促進を図ります。
- ・ 障害者のニーズに的確に対応したサービス提供がなされるよう、旧法施設サービスを実施しているサービス事業者等に対して、新体系への計画的な移行を促し、助言・指導に努めるとともに、新体系サービスへ移行するために必要な施設改修や設備整備等を支援します。
- ・ 入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、まちなかの空き店舗や空き家等の既存の社会資源を積極的に活用し、地域密着型の住まいの場（グループホーム等）や日中活動の場（地域活動支援センター等）の確保に努めます。
- ・ 精神障害者の退院促進を図るため、退院支援に関する普及啓発や専門家の養成を行うとともに、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。
- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や、外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携し在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。
- ・ 障害者のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。
- ・ 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実により、身近な地域生活に関する相談や在宅サービス利用の支援が受けられる体制を整備します。

(3) 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

指定障害者支援施設の必要入所定員総数は、平成23年度までの各年度及び平成23年度における市町村の見込むサービス量を確保するとともに、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホーム等の充実を図りながら、施設入所から地域生活への移行を進めることにより、入所施設定員120名程度の減少を見込みます。

【必要入所定員総数】

区 分	18 年度 A	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度 B	増減 (B-A)	24 年度 C	増減 (C-A)
指定障害者支援 施設入所定員 (新体系)	0	70	90	90	550	1,014	1,014	1,404	1,404
旧法指定施設等 入所定員(※)	1,692	1,584	1,544	1,544	1,084	560	△1,132	0	△1,692
計	1,692	1,654	1,634	1,634	1,634	1,574	△118	1,404	△288

※ 身体障害者療護施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設の各入所施設及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホームB型

【考え方】入所者削減目標（△152人、△9.4%）を基に設定。入所定員の削減に対応し、地域における居住の場であるグループホーム等の基盤整備を促進。

注）市町村のサービス入所者減少見込数には県外施設利用者を含み、必要入所定員総数は県外からの利用者を含み県内施設の定員を定めています。

(4) 富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項

本県の地域生活支援事業では、障害者のニーズを踏まえた必要な事業の量と質が確保されるよう配慮しながら、主に、専門性の高い相談事業や人材育成など広域的見地からの支援事業に取り組めます。

事業名	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
(1) 専門性の高い相談支援事業										
① 発達障害者支援センター運営事業	2	1,047	2	1,060	2	1,060	2	1,060	2	1,060
② 障害者就業・生活支援センター	4	588	4	800	4	870	4	900	4	930
③ 高次脳機能障害支援普及事業	1	58	1	60	1	60	1	60	1	60
④ 障害児等療育支援事業	9		9		9		9		9	
(2) 広域的な支援事業										
① 県相談支援体制整備事業	2		2		2		2		2	
② 県自立支援協議会	無		有		有		有		有	

(各種人材の育成)

事業名	19年度 まで	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度 まで
	養成 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数	養成 見込 人数
①居宅介護従事者養成研修	272	30	40	40	40	422
②行動援護従業者養成研修	39	25	25	25	25	139
③登録手話通訳者養成研修	57	1	1	1	1	61
④盲ろう者通訳・介助員養成研修	6	18	11	11	11	57
⑤パソコンボランティア養成研修	19	1	3	3	3	29
⑥障害者スポーツ指導員養成研修	464	20	25	25	25	559
⑦サービス管理責任者養成研修	200	100	100	100	100	600
⑧ガイドヘルパー養成研修	303	47	50	50	50	500
⑨相談支援従事者養成研修	219	100	85	85	85	574